

～平成30年度徳島市住宅リフォーム支援事業の募集について～

市民の皆さんが、徳島市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人の施工業者により、自己が現にまたは実績報告までに所有し居住する住宅の改修・リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。



☆前年度と補助内容・要件が一部変更となっていますので、よくご確認下さい。

目 的

市民の住宅・住環境の向上や良好な住宅ストック形成の促進を図るとともに、市民の消費活動を促し地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、住宅リフォーム工事について支援します。

補助対象者 (次の要件にすべて該当する人です)

- 平成29年4月1日以前から引き続き、市内に居住し、かつ、住民登録している人。
- 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など）の滞納がない人。
- 過去に徳島市住宅リフォーム支援事業による補助金を同一の住宅で受けていない人。

補助対象住宅

■市内に現にまたは実績報告までに所有し、自ら居住している住宅（申請者が登記簿上の所有者であり、かつ、申請者の住民票の住所に存する住宅をいいます）。ただし、分譲マンションなどの集合住宅は専有する部分、店舗・事務所などとの併用住宅は居住用部分のみが対象。

補助対象工事 (次の要件にすべて該当する工事)

- 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人の施工業者が行う工事。
- 補助金の交付決定日以降に着手し、平成31年2月28日(木)までに実績報告ができる工事。
- 補助対象経費（補助対象工事一覧参照）が50万円以上（消費税を含む）の工事。

※徳島市では、次のとおり耐震化工事やバリアフリー化工事などの補助事業を行っています。本事業と重複しなければ補助対象となりますので、この機会と一緒にリフォームすることをお勧めします。ただし、予算に達し次第終了する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせ下さい。

①既存木造住宅耐震化促進事業	建築指導課	TEL(088)621-5272
②高齢者住宅改造費助成事業	介護・ながいき課	TEL(088)621-5176
③住宅改修費給付事業・重度身体障害者住宅改造費助成事業	障害福祉課	TEL(088)621-5177
④浄化槽設置推進事業（補助対象区域は公共下水道認可区域を除く）	保全課	TEL(088)621-5307
⑤徳島市住宅用太陽光発電導入支援事業	環境保全課	TEL(088)621-5213

補助金の額 (千円未満は切り捨てとなります)

- 補助対象経費(消費税を含む)の10%にあたる額。ただし、10万円を上限とします。

補助金の交付回数 (過去に本事業で補助金を受けた人は対象となりません)

- 同一の補助対象住宅・同一の補助対象者について、補助は1回限りです。
- 共有名義の住宅について、共有者の内1人に限り補助します。

補助金の事前申込

- 受付期間 平成30年5月14日(月)から平成30年6月1日(金)まで。(土・日は除く)
- 受付場所 市役所4階住宅課(上記期間中の午前8時30分から午後5時まで)
郵送による受付はしませんので、必要事項をご記入、押印のうえ、必ず持参してください。
代理人に申込を依頼する場合、委任状が必要です。
先着順ではありませんので、余裕をもってお越しください。
- 補助金交付事前申込書は、住宅課および各支所等でお渡しします。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- 補助金交付事前申込書の記載内容に、変更事項が生じて補助対象経費が増額となっても、補助金交付額は増額できません。

公開抽選会（申込多数の場合）

- 事前申込が多数の場合、平成30年6月6日(水)に公開抽選会を実施します。
- 予算の範囲内で当選者を決定します。
- 抽選結果は、事前申込者全員に後日郵送で事前申込の結果通知を送付します。



○当選された人

- ・ 補助金の交付申請をしていただきます。
- ・ 補助金交付申請に必要な書類は、事前申込の結果通知とともに送付します。

○補欠になった人

- ・ 当選者の中から辞退などが発生した場合、予算の範囲内で補欠順位1位の人から順番に、繰上当選となり、繰上当選となった人に対して交付申請に必要な書類を送付します。
- ・ 繰上当選時の注意事項を事前申込の結果通知に記載しておりますので、必ずお読み下さい。
- ・ 繰上当選した時に竣工または着工している工事は補助対象となりません。

交付申請

- 受付期間 平成30年6月13日(水)から平成30年7月4日(水)まで。(土・日は除く)
- 受付場所 市役所4階住宅課(上記期間中の午前8時30分から午後5時まで)
 - ・ 郵送による受付はしませんので、補助金交付申請書に必要な事項をご記入のうえ、押印し、添付書類とあわせて必ず持参してください。
 - ・ 代理人に申請を依頼する場合、委任状が必要です。
- 補助金交付申請書の記載内容について、変更事項が生じて補助対象経費が増額となっても、補助金交付額は増額できません。

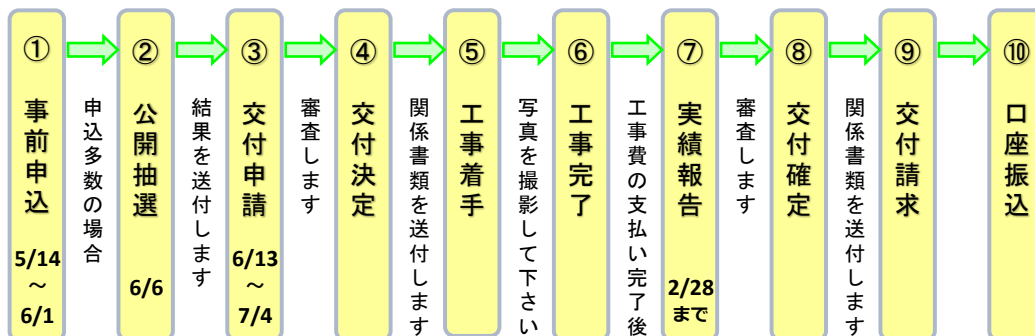
交付申請に必要な添付書類

- (1) 改修計画書(様式第3号)
- (2) 建物の所有権を証明できる書類の写し
[固定資産税納税通知書(課税明細書を含む)、建物登記事項証明書、固定資産評価証明書]
- (3) 工事見積書の写し(宛名が申請者のフルネームであるもの)
[補助対象工事と他の部分を分離した内訳明細の付いたもの、施工業者の印があるもの]
- (4) 建物の全景写真及び施工予定箇所の現況写真
[全景写真は2方向以上、現況写真は施工予定箇所の現況が明確にわかるもの]
- (5) 施工業者の本店の所在地が市内にあることのわかる書類
[法人は登記簿謄本の写し、個人は住民票の写し]
- (6) その他市長が必要とする書類

注意事項

- 工事は、必ず補助金の交付決定を受けてから着手して下さい。(繰上当選の場合も同様です)
- 見積りは複数の業者から取り、納得のうえ契約することをお勧めします。なお、見積りが有料の業者もありますので注意して下さい。

事前申込から補助金の交付までの流れ



お問い合わせ先

〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市都市整備部住宅課庶務係(住宅リフォーム支援事業担当)
TEL: (088) 621-5288(直通)